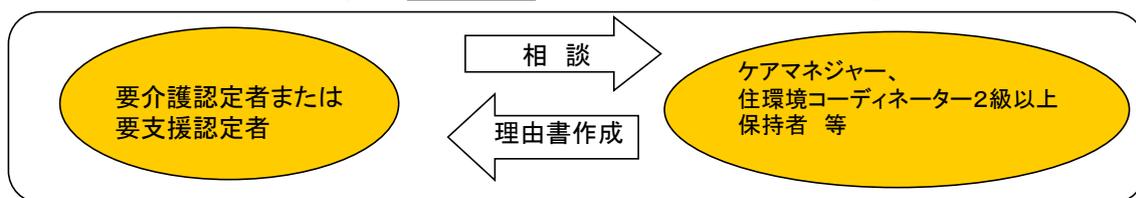


# 介護保険

## 住宅改修費(償還払)の支給申請手続きについて

R8.4 更新



### 申請1回目

#### 住宅改修費の支給のための事前申請

- ・以下の支給申請書等を市役所1F介護保険課へ提出してください。工事内容については受付後に審査します。(詳しい相談が必要な場合には電話 046-260-5168 で予約をしてから来庁してください。)
- ・申請書受付後に、追加の資料提出や、修正の為の書類の引き取り等をお願いする場合があります。

#### <提出書類>

- 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
- 住宅改修が必要な理由書(住環境コーディネーターが作成した場合は資格証の写しを添付)
- 工事費見積書(材料費と施工費は分け、なるべく細かく記載してください。)
- ※使用する材料はメーカーと品番を記載してください。
- 住宅の所有者の承諾書(住宅改修を行う住宅の所有者が異なる場合)
- 住宅改修前と完成後(予定)の状態がわかるもの(改修前写真(写真内に日付のあるもの)に完成予定の図を書き加えたもの、又は現状写真といっしょに完成前と後の図面を添付)
- ※ご本人やご家族が施工する場合は、材料の購入費のみ支給対象となります。

※市の「着工許可」なく工事をした場合は、介護給付の対象外となります。

**着工許可**  
事前申請受付後、不備等ない場合には10開庁日程度

※事前申請後、工事内容に変更が生じた場合は市に連絡が必要です。変更内容により再申請が必要となる場合があります。

工事施行し、完成。  
利用者は工事施工業者へ工事費を支払い、領収書を受け取る

### 申請2回目

#### 住宅改修費の請求

- ・工事終了後領収書等を市役所1F介護保険課へ提出し、住宅改修費を請求する。
- #### <提出書類>
- 事前申請受付印のある申請書の写し
  - 領収書(工事費見積書合計額と同額のもの)
  - ※コピー不可。原本を提出してください。
  - 住宅改修の完成後の状態を確認できる書類  
(トイレ、浴室等の箇所ごとの改修前・改修後それぞれの写真とし、写真内に日付のあるもの)
  - 工事費見積書(1回目と変更なければ不要)
  - 本人確認書類の写し
  - ※請求書の被保険者(相続人)の身分証明書(介護保険被保険者証の写し)を提出してください。

決定通知後、申請書に記載された口座へ入金

【問合せ先】 大和市介護保険課 給付係 電話046-260-5168